

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	多家良地区 (溝筋、篠原、共和、門前、片山、中浜野、喜来、学頭、日地、蔭地、西部、中山、森時、仕出、大久保、犬飼、上宮井、中宮井、下宮井、野上、池谷、小路地、金谷、中津峰、本村、沖野、長柱、日浦、小竹)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月12日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・将来的には、かなりの担い手不足と思われる。地域でまとまって、機械の共同利用やサポート体制を作る必要がある。

・他の地区と比べると、新規就農者も多く、若手農業者でグループを作って活動するなど、状況は悪くない。

・中山間地も広く、農地の集積は難しい。水の便が悪い所もあり荒れていきやすい。水資源を守るためには農地の整備や補償が必要である。

・鳥獣被害が多く、対策も十分でない。

・1筆あたりの農地面積が狭く、管理がしにくい地域がある。

・高齢化が進み、農地転用が多くなっている。

・儲かる農業ができれば担い手不足も解消されると思われる。

・農作物の価格転嫁が必要である。

主な作物: 水稻、いちご、しきび、ブロッコリー、きゅうり

(2) 地域における農業の将来の在り方

・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。

・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。

・地域で組織作りをして農地を守っていけるよう検討していく。

・青年農業者との交流の場を作っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	589.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	589.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年4月28日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

丈六町新居田33番地1 816㎡、丈六町新居田33番地5 223㎡、丈六町新居田34番地2 291㎡、丈六町新居田34番地3 58㎡、丈六町新居田34番地5 140㎡、丈六町新居田34番地6 103㎡、渋野町岩鼻82番地13 246㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年7月16日～7月30日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

多家良町占台9番1 599㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年8月6日～8月20日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

丈六町森ノ木54番1 895㎡、丈六町森ノ木55番1 297㎡、丈六町森ノ木54番4 251㎡、渋野町佐野125番 426㎡、渋野町佐野126番 671㎡、渋野町佐野127番 49㎡、多家良町神南47番1 379㎡、多家良町神南47番6 131㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年11月4日～11月18日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

丈六町八斗代28番1 668㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年11月28日～12月12日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・集落ごとでの共同作業やサポート体制の整備が必要な時期に来ていることを共通認識し、取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☒	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①いのししやシカなどの被害が拡大しないように、柵や檻等の設置で対策するとともに、有害鳥獣の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。

②化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、安全で安心な作物の生産に取り組んでいく。

③スマート農業の導入により、人材不足の状況化でも効率的に業務が行えるようにしていく。

④輸出についても随時取り組んでいく。

⑤みかんやスダチ等の果樹栽培に取り組んでいく。

⑥燃料や資源作物

⑦水路・農道等の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、耕作可能状態を維持し、農地を保全管理していく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調整施設など農業用施設の集約化を進める。

⑨畜産農家は、家畜排せつ由来堆肥は地域内の農業者に供給するように取り組んでいく。